

平成21年12月2日

資 料

(租特透明化[地方税])

地方税における税負担軽減措置等の透明化の概要（案）

地方税における税負担軽減措置等の適用の実態の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進するため、地方税法において以下のような措置を講ずる。

1. 対象

- ① 地方税法に規定する税負担の軽減等に係る措置・特例のうち、特定の行政目的の実現のために設けられたもの
- ② 住民税及び事業税の税負担の軽減等のうち、法人税等の租税特別措置の直接の影響を受けるもの

2. 適用実態の把握等

上記1. ①については、地方税に関する統計資料（固定資産の価格等の概要調書など）等により、その適用実態を把握し、上記1. ②については、財務大臣による適用実態調査により収集された情報等に基づき、その影響額を推計するものとする。

3. 報告書の作成と国会への提出

総務大臣は、毎会計年度、上記2. により把握した適用実態及び影響額の推計について報告書を作成し、これを国会に提出しなければならないものとする。

4. 財務大臣の情報提供等

総務大臣は、上記2. の適用実態の把握等を行うために、財務大臣に対し、参考となるべき資料又は情報の提供その他の協力を求めることができるものとする。